

議案第40号

令和3年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算

令和3年度川崎市の生田緑地ゴルフ場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ511,994千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和3年2月15日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰越金		20,900 ^{千円}
	1 繰越金	20,900
2 諸収入		390,094
	1 雑入	390,094
3 市債		101,000
	1 市債	101,000
歳入合計		511,994

歳出

款	項	金額
1 ゴルフ場事業費		145,956 ^{千円}
	1 ゴルフ場事業費	145,956
2 公債費		39,539
	1 公債費	39,539
3 諸支出金		300,615
	1 繰出金	300,615
4 予備費		25,884
	1 予備費	25,884
歳出合計		511,994

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
生田緑地 ゴルフ場整備 事業	千円 101,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年 5.0% 以 内 ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては 、当該見 直し後の 年度にお ける利率 とする。	借入れの日から30年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。